

# 四万十市社会福祉協議会福祉機器借用書

この事業は、市民の皆様からご寄附で戴いた浄財等を活用して、在宅の高齢者や身体障害者等の日常生活の便宜を図る事を目的に、福祉機器を一時的に貸付けています。

(借用機器)

(使用目的)

(使用期間)

自 平成 年 月 日から  
至 平成 年 月 日まで

(貸付条件)

- ① 貸付の期間は2ヶ月以内とします。(期間の更新は出来ません。)
- ② 貸付期間中における破損又は、汚損したときは、その修理復旧に要する実費を弁償していただきます。また、マットのクリーニング費用として返却時に3,000円いただきます。
- ③ 使用後は、必ず係りの点検を受けて返納して下さい。
- ④ 第三者に転貸することは出来ません。
- ⑤ 福祉機器の搬入・搬出については、借用人の方で行って下さい。

上記貸付条件を厳守し、借用いたします。

(使用責任者)

住 所

氏 名

印

TEL

四万十市社会福祉協議会会長 様

決 裁	局 長	次 長 支所長	課 長	主 任	係

受付日	返却日